

令和6年度就学援助費のご案内

田原市教育委員会

1. 概要

田原市では、小中学校にお子さんを通わせることが経済的に困りの保護者に対し、学校で必要な費用（学用品費、給食費等）の一部を援助しています。

2. 対象となるご家庭

田原市に住所を有し、次のいずれかに該当する方が就学援助の申請をすることができます。

※申請理由であり、該当していれば認定されるというわけではありません。全員に所得審査があります。

- ① 生活保護を受けている
- ② 生活保護が停止または廃止された
- ③ 市民税が非課税または減免された
- ④ 個人事業税または固定資産税が減免された
- ⑤ 国民年金の掛金が減免された、または国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された
- ⑥ 児童扶養手当が支給された
- ⑦ 生活福祉資金の貸付を受けた
- ⑧ 保護者が失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である
- ⑨ その他、経済的に困窮している（理由を詳細に記入）

3. 就学援助を受けられる収入の目安

就学援助は、世帯全員の合計所得が一定基準以下の場合に認定されます。

家族人数	家族構成	年間収入（世帯）
2	父もしくは母、子ども1人（小学生）	2,840,000
	父もしくは母、子ども1人（中学生）	2,980,000
3	父、母、子ども1人（小学生）	3,140,000
	父、母、子ども1人（中学生）	3,280,000
	父もしくは母、子ども2人（小学生）	3,460,000
4	父、母、子ども2人（中学生1人、小学生1人）	4,060,000
5	父、母、子ども3人（中学生1人、小学生2人）	4,720,000

※上表は、あくまでも家族構成の一例です。人数が同じでも家族構成や年齢によって基準は異なります。上表記載の金額を参考にし、希望される方は申請してください。

4. 申請について

令和6年4月から受給を希望される場合は、各学校が設ける提出期限（4月中旬ごろ）までに『就学援助費受給申請書』をご提出ください。

なお、年度途中の申請も可能です。申請希望がありましたら、お早めに各学校へお知らせください。

※新入学学用品費前倒し支給の申請が認定された方も、入学後に給食費等を受給するためには、『就学援助費受給申請書』を提出する必要があります。

〈注意事項〉

- ・児童生徒1人につき1枚、申請書を提出してください。
- ・申請理由9(その他)で申請する場合、申請理由をなるべく具体的に記入してください。
- ・児童扶養手当受給者の方は申請理由を6とし、児童扶養手当証書のコピーを申請書に添付してください
- ・令和6年1月1日以降に市外から転入してきた方は、令和5年度所得証明書が前住所地市町村で発行され次第(5月下旬ごろ)、教育総務課まで速やかに提出してください。
- ・申請者は児童生徒の保護者とし、振込先は原則として保護者名義の口座としてください。やむを得ない事情により保護者名義と異なる口座への振込を希望する場合、委任状を添付してください。
- ・学校徴収金に未払いが生じた場合、校長口座へ振込させていただきますので、ご理解の上、申請してください。

5. 支給品目と年間支給予定額(令和6年度)

援助費目		小学校	中学校	対 象
学用品費等	第1学年	11,630 円	22,730 円	準要保護のみ
	その他	13,900 円	25,000 円	
新入学学用品費		57,060 円	63,000 円	準要保護のみ
修学旅行費		22,690 円	60,910 円	要保護 準要保護
学校給食費		44,160 円	49,920 円	準要保護のみ
校外活動費				準要保護のみ
(1) 宿泊を伴わない		1,600 円	2,310 円	
(2) 宿泊を伴う		3,690 円	6,210 円	
卒業アルバム代等		11,000 円	8,800 円	準要保護のみ

※修学旅行費及び学校給食費は実績等に応じて支給いたします。

※要保護児童生徒について、学用品費等(新入学学用品費)・学校給食費・校外活動費は対象としていません。(生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には別で支給があるため)

【問い合わせ先: 田原市教育委員会教育総務課(電話 23-3530)】